

# 『神アウグストゥスの業績録』 (*Res gestae divi Augusti*) の性格と目的

島 田 誠

## はじめに

後14年8月19日、ローマ帝国の初代皇帝アウグストゥスが、満76歳の誕生日の35日前に亡くなった。亡き皇帝の遺言状は元老院の席上で朗読され、養子のティベリウスと妻のリーウィアを第1位の相続人に指名し、両者にアウグストゥスの名前の使用を命じていた。そして、この遺言状には3巻の文書が付属していた<sup>1)</sup>。この遺言状と付属文書について、2世紀前半の伝記作家スエートーニウスは次のように伝えている。

「(前略) アウグストゥスが亡くなる1年と4ヶ月前に彼によって作成され、2冊の冊子であり、一部は彼自身の手で一部は二人の解放奴隷のポリュビウスとヒラーリオンの手で書かれて、ウェスタの巫女たちの元に保管されていた遺言状を、彼女達が、同じ様に封印された3本の巻き物と共に、持参した。それら全ては、元老院において開封されて読み上げられた。彼は、第1位の相続人として、ティベリウスを遺産の三分の二の、リーウィアを遺産の三分の一の相続人に指名し、彼らに彼自身の名前(アウグストゥス)を継ぐことも命じていた。(中略) 彼は、三巻の巻き物では、一つ目に自分の葬儀について指示を、二つ目に彼が霊廟の前に置かれた青銅板に刻まれることを望んだ彼自身による業績の目録を、三つ目に全帝国の概要、何人の兵士があらゆる場所で軍旗の下にあるのか、どれ程の金額が国庫と(彼の)金庫にあり、どれ程の歳入が残っているのかを含めた。彼は、詳細を求められることが可能な解放奴隷たちの名前を付け加えた<sup>2)</sup>」

アウグストゥスの遺言状の付属文書の二つ目に記されていた「彼自身による業績の目録」(index rerum a se gestarum)が、現在は『神アウグストゥスの業績録』(*Res gestae divi Augusti*)として知られる史料の原文であると考えられる。アウグストゥスは、葬儀後に元老院決議によって神格化され、神アウグストゥス *divus Augustus* と称されるようになって、ローマ市郊外の「マルスの野」(Campus Martium)に設けられたアウグストゥスの霊廟(Mausoleum Augusti)に葬られたが、その墓廟前に建てられた青銅の記念物は現存していない<sup>3)</sup>。恐らく、古代末期から中世にかけての混乱期に破壊され、その青銅材は何らかの用途のために再利用されたと推測できる。我々が、このアウグストゥス自身の手になる彼の『業績録』を読むこ

とができるのは、現在のトルコ共和国に属するローマ時代の属州ガラティア (Galatia) の地から出土した3つの碑文を通してである。一つ目は、属州の中心都市であるアンキューラ (Ancyra: 現在のアンカラ) で発見されたラテン語文とギリシア語訳文を含むもので通常「アンキューラ記念碑」(Monumentum Ancyranum) と呼ばれるものである。二つ目は、属州南西部のピシディア地方の都市アポローニア (Apollonia) から出土したギリシア語訳文の断片、三つ目は、同じくピシディア地方の都市アンティオキア (Antiochia) から出土したラテン語文の断片である<sup>4)</sup>。これらの中で、質量共に他の二つを圧倒しているのが「アンキューラ記念碑」である。

この『神アウグストゥスの業績録』は、古代ローマ史研究者の間ではよく知られた史料である。我が国におけるローマ史研究でも、そのテキストに言及される場合はしばしば見られる。しかし、多くの研究者にとってアウグストゥスの『業績録』とは、各自の行論の必要性から、そのテキストの一部をアウグストゥス自身の発言として引用する史料の一つであるに過ぎない。本稿では、この『業績録』を総体として捉えて、さらに写本で伝えられた古典文学史料とは異なって、墓廟の記念柱の銘文として構想され、実際にアンカラの神殿の壁面に刻まれた碑文として発見されたことの意味も考慮して、その歴史上の意義を再考したい。その際、この『業績録』の主要な資料である『アンキューラ記念碑』の発見と公刊の経過を確認した上で、『業績録』の内容を再検討し、この文章の種別 (ジャンル) と想定されていた読者、さらにローマ市から遠く離れた属州ガラティアにおいて、この『業績録』が発見された理由について考えてみたい。

## I 『神アウグストゥスの業績録』の発見とその内容

### 1 『アンキューラ記念碑』の発見と公刊

『神アウグストゥスの業績録』の主要な史料である『アンキューラ記念碑』は、現在もアンカラ旧市街の中心部、ウルス地区に位置する「ローマとアウグストゥス神殿」の壁面に刻まれている。神殿の前室の左右の内壁に各3欄ずつ計6欄のアウグストゥスの書き残したラテン語のテキストが刻まれ、前室側から見て右手 (南東) の外壁にはギリシア語に訳されたテキストが19欄に分けて刻まれている。以下、本節では、この『アンキューラ記念碑』が西欧世界に知られるようになった経過を19世紀のローマ史家 Theodor Mommsen が公刊したテキスト第2版の解題と最近の『神アウグストゥスの業績録』に関する研究である Ronald Ridley の記述に基づいて簡単に述べる<sup>5)</sup>。

この『アンキューラ記念碑』のテキストを最初に転写したのは、フラマン人の Ogier de Busbeque であるとされる。彼は、オーストリア大公 (後の皇帝) フェルディナント1世に



アンカラの「ローマとアウグストゥス神殿」  
前室側より (2005年3月筆者撮影)



アンカラの「ローマとアウグストゥス神殿」南東の外壁上の  
ギリシア語訳文末尾 (2005年3月筆者撮影)

よって、オスマン帝国に派遣されていた使節であり、1555年に、この『記念碑』を「それを読める限り、我等の部下によって転写させた」(id quatenus legi potuit, per nostros homines transcribendum curavimus) ことを後に公刊した書簡で述べているのである<sup>6)</sup>。1579年、彼の写したテキストに基づいて、Andrea Scottによって、アウグストゥスの『業績録』が初めて刊行され、さらに同じテキストに基づく刊行が続いた<sup>7)</sup>。

1695年には、スミュルナの副領事を務めていたライデンの商人 Daniel Cosson (1649 – 1689) が死後に遺した『記念碑』のラテン語テキストの写しが、Jacob Gronowによって刊行された<sup>8)</sup>。18世紀には、フランス人や英国人の旅行者が何人もアンカラの地を訪れ、『アンキューラ記念碑』の刻まれた建物を見学・調査することになった。1701年秋にアンカラに滞在したフランス人の植物学者 Joseph Pitton de Tournefort は、この建物を調査し、隣接する建物に隠されていた南東側外壁のギリシア語テキストに初めて言及した<sup>9)</sup>。次いで1705年にアンカラを訪れたフランス王ルイ14世の古物収集家 Paul Lucas は、その旅行記の中でテキストを公開している<sup>10)</sup>。1728年、英国の旅行家 Edmund Chishull が新たなテキストを公刊したが、このテキストは、1701年に Tournefort から託されたものだと考えられている<sup>11)</sup>。なお、この時期まで『記念碑』の刻まれた建物は、総督の庁舎 (praetorium) もしくは都市評議会議事堂 (prytaneion) と考えられていたが、Chishull が初めて皇帝礼拝に関わる建物、『アウグストゥス神殿』(Sebasteion) であると指摘した<sup>12)</sup>。

19世紀になると、それまでの英仏両国人に加えてドイツ人も加わって、『アンキューラ記念碑』の最善のテキストを求める努力が為されるようになった<sup>13)</sup>。その試みの中で、大きな

意義を持ったのは、それまで軽視されていたギリシア語テキストへの関心の高まりであろう。何軒もの家屋に覆われていたため、その全容が知られていなかったギリシア語テキストを調査した英国人の地質学者・外交官の William John Hamilton は、1836年にその成果を公刊し、さらに彼の調べ残した部分もフランス人の Georges Perrot によって調査され、1862年に公表された<sup>14)</sup>。

さて、近代的ローマ史研究の父とも言える Theodor Mommsen は、Perrot 等の成果を受けて、1865年に『神アウグストゥスの業績録』の第1版を公刊していた。ところが、ベルガモンの発掘（1878～1894年）に携わっていた Karl Humann と Alfred von Domaszewski が、1882年にアンカラを訪れ、ラテン語・ギリシア語テキストの拓本を取ることに成功した。拓本が取られたギリシア語テキストはほぼ完全であり、ラテン語テキストの欠落部 (lacunae) を含めて文意は明らかとなった。この状況を受けて、Mommsen は、1828年にピシディア地方の都市アポローニア (Apollonia) から出土していたギリシア語の断片も併せて検討して、『神アウグストゥスの業績録』第2版を1883年に刊行した<sup>15)</sup>。この Mommsen の第2版テキストの登場によって『神アウグストゥスの業績録』を信頼すべきテキストに基づいて議論することが可能となったのである。1914年と1924年にピシディア地方のローマ市民植民市アンティオキア (Antiochia) から出土したラテン語テキストは、発見者の一人である Ramsay が、Anton von Premerstein と共に、1927年に公刊した<sup>16)</sup>。

以下、本稿では、『神アウグストゥスの業績録』に関して、特に注記しなかった場合には、Mommsen 第2版のラテン語テキストを用いる。しかし、ラテン語テキストの欠落部をギリシア語訳文より復元した部分などは Mommsen の見解に従っていない場合もあり、そのような際には注記する。

## 2 『神アウグストゥスの業績録』の概要

まず、序文と35節、そして補遺4節から成る『神アウグストゥスの業績録』の内容を各節ごとに要約して、表にまとめて紹介する（なお、括弧内の年代や人名などは、原文にはなく、筆者が補ったものである）。その上で、この『業績録』の表題、構成、内容について改めてまとめてみたい。

節	内容
序文	「ローマに在る2本の青銅柱に刻まれた、それによって彼が世界をローマ市民たちの支配に従わせた神アウグストゥスの業績と国家とローマ市民たちのために彼が為した支出の写しが以下である」
1	(前44年～43年) 生年19歳で「私的判断と私的支出」 <i>privato consilio et privata impensa</i> によって挙兵し、(アントーニウスの) 党派の独裁から国家を解放した。元老院へ加入し、命令権 <i>imperium</i> を獲得した。同じ年にコンスルに就任し、「国家再建のための3人委員」に選出された。

2	(前43年～42年) 養父カエサルを暗殺者を追放し、彼らに勝利した。
3	(前43年～) 世界中での内戦、対外戦争で勝利し、敵に寛恕を与えた。50万人のローマ市民が、アウグストゥスへの宣誓の下で従軍した。30万人以上の退役兵を帰郷させるか、植民市に入植させた。退役兵たちに土地もしくは報奨金を付与した。3段櫓船以上の軍船600隻を拿捕した。
4	略式凱旋式 ovatio を2回、凱旋式を3回挙行し、それ以上の凱旋式を拒絶した。勝利将軍 imperator の歓呼を21回受けた。アウグストゥス本人および代理たちの海陸での勝利に対する感謝決議を51回受けた。執筆時(後14年)に、コンスル consul に13回就任しており、護民官職権 tribunicia potestas を37回授けられていた。
5	前22年に独裁官職を提供されて拒絶した。穀物供給の管理の引き受け、私費によって食料不足を解消した。毎年コンスル職を提供され、さらに終身のコンスル職を与えられたが、拒絶した(前22年～前19年)。
6	前19年、前18年、前11年の3回、最高権限 summa potestatis の「法と風紀の管理官」 curator legum et morum に選出されたが、拒絶した。その際に求められた任務を「護民官職権」によって達成した。5回、護民官職権における同僚を元老院から与えられた。
7	「国家再建のための3人委員」を10年間(前43～前34年)務めた。元老院首席 Princeps senatus を40年間(前28年～)務めた。大神祇官 pontifex maximus、鳥占官 augur 他の神官職を務めた。
8	パトリキー家系の数を増加させた(前29年)。元老院議員の選出を3回(前28、前8、後14年)実施した。アウグストゥスの実施した市民の人口・財産調査の結果は、前28年には4,063,000人、前8年には4,233,000人、後14年には4,937,000人であった。
9	5年毎にコンスルと神官たちが、アウグストゥスの健康のために誓願することを、元老院が決議し、この祈願が成就した際には、アウグストゥスのための競技祭(ludi)が開催された。全市民が、個人的・都市ごとにアウグストゥスの健康のために祈った。
10	元老院決議によって、アウグストゥスの名前がマルス神官団の讃歌へ挿入された。終生の神性不可侵 sacrosanctus および終身の護民官職権保持が法律によって規定された。同僚(レピドゥス)の生前には大神祇官(の職)を奪わず、前12年、彼の死後に全イタリアから前代未聞の多数の人々が集まった選挙により大神官長に就任した。
11	前19年、シリアからのアウグストゥスの帰還を祝って、「幸運な帰還の祭壇」 ara Fortunae Reducis が、カペナ門と Honor・Virtus 神殿の前に奉獻された。その祭壇で毎年彼の帰還した日に、大神祇官団とウェスタの巫女たちが供儀を行なうことと、その帰還日がアウグスタリアの日と呼ばれることが定められた。
12	同年、元老院決議によってプラエトルと護民官の一部、コンスルと指導的人物がカンパニアまでアウグストゥスを迎えに出た。この時の名誉は空前絶後のものだった。前13年、ヒスパニアとガリアからの帰還の際に、元老院がマルスの野に「平和の祭壇 ara Pacis」を奉獻し、そこでの公職者・神官たち・ウェスタの巫女たちによる供儀実施が命じられた。
13	ローマ市民たちの全支配圏 totum imperium populi Romani 中の海陸に、勝利が平和を生み出したときに閉じられるヤヌス神殿の扉を、3回元老院が閉じることを命じた。(前29年、前25年、3回目は不詳)
14	アウグストゥスの息子(孫を養子縁組)であるガイウスとルーキウスをアウグストゥスへの敬意から元老院とローマ市民たちが、15歳で5年後に就任するべくコンスルに指名した。彼らが広場で(市民たちに)紹介された日から国事の審議に参加するように元老院が決議した。ローマ騎士全員が、彼らを「青年の第一人者 princeps iuventutis」と呼び、銀の

	楯と槍を贈った。
15	カエサルの遺言に従って、ローマ市民衆一人当たり 300 セステルティウス（前 44 年）を与えた。アウグストゥス（オクターウィアヌス）自身の名義で、前 29 年に戦利品から 400 セステルティウスを、前 24 年に世襲財産から 400 セステルティウスを与えた。前 23 年に個人負担で購入した穀物を 12 回配給し、前 12 年には一人当たり 400 セステルティウスを与えた。これらの贈与は 25 万人を下らない者たちに行き渡った。前 5 年、首都の平民 32 万人に一人当たり 62 デナリウスを与えた。前 29 年には、退役兵の入植者に戦利品から 1000 セステルティウスを与え、その贈与を 12 万人が受領した。前 2 年には、穀物を国家から配給されていた 12 万人の平民に 60 デナリウスを与えた。
16	退役兵士の入植のため、前 30 年、前 14 年に支出したイタリアの土地の代金が 6 億セステルティウス、属州の土地のための代金が計 2 億 6 千万セステルティウスであった。その後、前 7 年、前 6 年、前 4 年、前 3 年、前 2 年には退役兵への現金支給のために総計 4 億セステルティウスを支出した。
17	4 回にわたって私財によって国庫を支援し、1 億 5 千万セステルティウスを提供した。後 6 年には、軍事国庫 <i>aerarium militare</i> を創設し、20 年以上勤務した兵士への報奨金支払いを決定した。この金庫へ世襲財産から 1 億 7 千万セステルティウスを提供した。
18	前 18 年以降、税収不足の際にアウグストゥスの穀物倉庫と財産から、10 万人、あるいはそれ以上に、穀物と現金を分配した。
19	元老院議場とカルキス式柱廊、パラティウムの柱廊付きアポロ神域、神ユーリウス神殿、ルペルカル神域、フラミニウス戦車競技場の柱廊、大戦車競技場の貴賓席、カピトリーウムのユピテル・フェレントゥリウス、ユピテル・トナンスの神殿、クイリヌス神殿、アウエンティヌス丘のミネルヴァ神殿、ユーノー神殿、ユピテル・リーバルタース神殿、聖道のラーレース神殿、ウェリア丘のパナーテース神殿、ユウエンタース神殿、パラティウムのマグナ・マーテル神殿を建設した。
20	カピトリーウムとポンペイウス劇場を再建し、諸水道の流路を修復・拡張し、ユーリウス広場と公会堂を完成した。火災で焼失したユーリウス広場、公会堂を再建した。前 28 年、元老院議決によって 82 神域を修復した。前 27 年、ミルウィウス橋・ミヌキウス橋を除くフラミニウス街道の全ての橋を修復した。
21	私有地にマルス・ウルトル神域とアウグストゥス広場を戦利品から建設した。マルケルス劇場を建設した。カピトリーウム、アポロ神殿、ウェスタ神殿、マルス・ウルトル神域に戦利品から供物を奉納し、1 億セステルティウスを負担した。前 29 年、アウグストゥスの凱旋式のためにイタリアの自治市、植民市が贈った 3 万 5 千リブラの黄金の月桂冠を返却し、以後も黄金の月桂冠を受け取らなかった。
22	剣闘士の試合 <i>munus gladiatorium</i> を、アウグストゥスの名義で 3 回、息子や孫の名義で 5 回提供した。体育競技者の見世物を、アウグストゥスの名義で 2 回開催し、3 回目を孫の名義で開催した。競技祭 <i>ludi</i> を、アウグストゥスの名義で 4 回、他の公職者に代わって 23 回開催した。前 17 年には世紀競技祭 <i>ludi saeculares</i> を開催した。前 2 年にマルス競技祭を初めて開催した。アフリカの野獣狩りを、アウグストゥス本人、息子たち、孫たち名義で 26 回開催し、その際に約 3500 頭の野獣が殺された。
23	海戦の見世物をティベリス川対岸の人工池で提供した。三段もしくは二段櫓船 30 隻と多数の小型船を用いて漕ぎ手を除き 3000 人が戦った。
24	属州アジアの諸神殿から略奪されていた全ての装飾品を返還した。ローマ市に建てられていたアウグストゥスの銀製の立像・騎馬像・戦車上の像、約 80 を撤去し、その代金でアポロ神殿に黄金の供物を奉納した。

25	海を海賊から解放して平和とした。その戦争の際に逃亡奴隷3万人を捕らえ、主人に渡して処罰させた(前36年に終了したセクストゥス・ポンペイウスとの戦争を指す)。全イタリアが自発的にアウグストゥスに忠誠を誓い、アクティウムで勝利する戦いの指揮者として求めた(前32年)。ガリア、ヒスパニア、アフリカ、シキリア、サルディニアの諸属州も忠誠を誓った。700人以上の元老院議員がオクタウィアヌス(アウグストゥス)の指揮下に戦った。その内、コンスルとなった者は83人、神官となったのは120人にのぼる。
26	ローマ支配に服していない諸種族に接した全属州の境界を拡張した。ガデスからアルピス河口までの大海に囲まれたガリアを(前27年～前25年)、ヒスパニアの諸属州(前27年～19年)とゲルマニア(前12年～前6年)を平定した。アルプス地方を平定した(前23年～前16年)。ローマ人にとって前人未到のライン河口からキンブリー族の土地(ユトランド地方)へと艦隊が航海した(前5年)。キンブリー、カリュデス、セムノーネース人ほかのゲルマニア諸族も使節を派遣し、アウグストゥスとローマ市民たちの友誼を求めた。エチオピアに遠征し(前24～22年)、アラビア・フェリクスにも遠征した(前25～24年)。
27	エジプトを併合した(前30年)。ティベリウス(前20年)、ガーイウス・カエサル(後3年)によって、アルメニア王を擁立させた。アドリア海以東の諸属州(前30年)、シキリア・サルディニア(前36年)を奪回した。
28	アフリカ、シキリア、マケドニア、ヒスパニア、アカイア、アジア、シリア、ガリア・ナルボネンシス、ピシディアに兵士たちのために植民市を建設した。イタリアに28の植民市を建設した。
29	他の指揮官たちが奪われていた軍徽章を、ヒスパニア、ガリア、ダルマティアから奪回した。バルティア人たちに、ローマの3つの軍隊から(前53、前40、前36年)から奪った軍徽章と戦利品を返還させ、ローマ市民たちへの友誼を請わせた。返還された軍徽章はマルス・ウルトル神殿に奉納した。
30	ティベリウスによって、パンノーニアを征服させ、国境をダニューブ川まで拡張した。ダニューブ川を越えて侵入したダーキア人を撃滅し、服従させた。
31	インディア(インド)の諸王からの使節がしばしば訪れた。バスタルナエ、スキュタイ、ダイナス川兩岸のサルマティア人、アルバニア人、ヒベリア人、メディア人の諸王の使節がローマ人たちの友誼を求めて来た。
32	バルティア王、メディア王、アディアベニ人の王、ブリタニア人の王たち、スガムブリ人の王、スエビ族のマルコマンニ王がアウグストゥスの下に亡命した。バルティア王フラータースが子供と孫たちを人質としてイタリアに送った。従来ローマ市民たちと何ら使節や友誼の交換のなかった諸種族が、私が第一人者のときには、ローマ市民たちの信義を経験した。
33	バルティア人とメディア人がアウグストゥスから指名された王を受容した。
34	国政 <i>res publica</i> を「元老院とローマ市民たち」 <i>senatus populusque Romanus</i> の判断への移管し(前27年1月13日)、この功績のため元老院決議によって、アウグストゥスの添え名を与えられた(同年1月16日)。さらにアウグストゥスの家の戸口の柱の上に公費で月桂樹が飾られ、戸口の上に市民冠が、元老院議事堂に黄金の盾が置かれた。「この時以後、私(アウグストゥス)は、権威 <i>auctoritas</i> においては万人に勝るが、権限 <i>potestas</i> においては公職における私の同僚たちを凌駕しなかった18)」
35	前2年に、元老院と騎士身分、ローマ市民たちが、国父 <i>pater patriae</i> の称号をアウグストゥスに与えた。彼が76歳の年(後13年9月23日～後14年8月19日)に以上を記した。
補遺1	国庫、もしくはローマ市民衆に与えた、もしくは兵士たちに支払われた金銭の総額60億デナリウス。

補遺 2	新たに建造した建物は、マルス、ユピテル・トナス、ユピテル・フェレントゥリウス、アポロ、神ユリウス、クイリヌス、ミネルウァ、ユーノー・レギーナ、ユピテル・リーベルタース、ラーレース、ディー・ペナーテース、ユウエンタース、マーテル・マグナの神殿、ルベルカルの神域、戦車競技場の貴賓席、カルキス式柱廊付きの元老院議事堂、アウグストゥス広場、ユリウス公会堂、マルケルス劇場、オクターウィア柱廊、ティベリス対岸のカエサルの聖林であった。
補遺 3	カピトーリウムと 82 の神殿、ポンペイウス劇場、諸水道、フラミニウス街道を修復した。
補遺 4	舞台、剣闘士の試合、運動競技、猛獣狩り、模擬海戦のための支出、地震・火事によって破壊された植民市・自治市・町々あるいは友人たちや資格財産を満たすために元老院議員たちに個別に与えられた金銭は、数え切れない。

まず、『アンキウラ記念碑』冒頭の一文から<sup>17)</sup>、アウグストゥスの残した文書の表題が、『それによって彼が世界をローマ市民たちの支配に従わせた神アウグストゥスの業績および国家とローマ市民たちのために彼が為した支出』（*Res gestae divi Augusti quibus orbem terrarum imperium populi Romani subiecit, et impensarum, quas in rem publicam populusque Romanum fecit*）であることは間違いないと考えられる。

1 節と 2 節は、この『業績録』の言わば「導入部」である。そこではオクターウィアヌス（アウグストゥス）の「個人的判断と個人的支出による（privato consilio et privata impensa）」挙兵と 19 歳という異例な若い年齢での公職権限（命令権 imperium）の獲得と最高公職コンスルへの就任が述べられ、さらに養父カエサルのための復讐の達成が記録される。なお、挙兵の際に直接の敵であったアントーニウスの名前が挙げられず、単に「党派」factio とされている。なお、Mommsen 以来、第 1 節と第 2 節をアウグストゥスに与えられた様々な荣誉（honores）を記録した本論の第 1 部に含めるのが通例であるが、筆者は、この両節では 19 歳での個人的判断と私費による挙兵という政界への登場の異例さとその背景にあったカエサル暗殺者への復讐の達成が述べられており、あくまで彼の『業績録』全体の導入部であると考えている<sup>18)</sup>。

3 節から 33 節までが本論であると思なすことができるが、この部分はさらに 3 部に分けられる。本論の第 1 部は、3 節から 14 節までであり、アウグストゥスの軍事・公職に関わる業績とそれに対してローマ元老院や市民たち（民会）から与えられた種々の荣誉が、彼が受諾しなかったものも含めて列挙される。第 2 部は、15 節から 24 節までであり、表題で言うところの「国家とローマ市民たちのために彼が為した支出」に当る部分である。25 節から 33 節までの第 3 部は、再びアウグストゥスの業績が、彼の軍事的業績と対外的交渉での功績に焦点をあてて述べられている。

本論の第 1 部では、まず 3 節で内乱および対外戦争での功績が概括的に述べられ、次いで 4 節にて軍功によって認められた凱旋式などの荣誉とコンスル職と護民官職権という主要な

公的権限を授けられた回数が見られている。ここで多くの研究者が注目するのは、Mommsen以来、護民官職権と並んで皇帝権力の中核を形成していると考えられているプロコンスル命令権(imperium proconsulare)について触れられていないことである<sup>19)</sup>。『神アウグストゥスの業績録』では、この箇所以外でもプロコンスル命令権については一切言及されていない。5～8節では、独裁官、連年のコンスル職、終身コンスル職、最高権限(コンスル権限?)を有する「法と風紀の管理官」というアウグストゥスが引き受けることを拒絶した公職や、彼が就任した「国家再建のための3人委員」・元老院首席・大神祇官長他の神官職が述べられている。8節では、市民の人口と財産を調査するケンソルとしてのアウグストゥスの活動が述べられる。9～13節では、アウグストゥスに与えられた宗教的な栄誉が列挙される。14節では養子縁組みをして彼の家の相続人となっていたが、夭折したアウグストゥスの2人の孫息子(一人娘ユーリアと側近アグリッパとの息子)に与えられた名誉が記されている。

本論の第2部では、アウグストゥスが市民たち、ローマ市民衆、退役兵たちに与えた様々な贈与が、具体的な数字を上げつつ、冗長なまでに詳述されている。それらの贈与には、市民への現金・穀物の贈与、退役兵のための土地(農地)や現金の付与、国庫の新設を含む莫大な国庫への資金援助、公共建造物の私費による建設・再建・補修、剣闘士の試合、体育競技、競技祭、野獣狩り、模擬海戦の私費による開催などである。

第3部では、アウグストゥスの軍事的業績と対外交渉の成果が述べられている。25節では、内乱における勝利が記される。26～27節では、ヨーロッパでの国境線の拡張、エチオピア・アラビアへの遠征などの対外軍事行動での功績が記されている。28節では、軍事行動に従軍した退役兵のために、属州各地とイタリアに植民市を建設して、農地を与えたことが述べられる。29節では、以前に他の将軍たちが奪われていた軍徽章、捕虜の奪回が述べられる。30節では、アウグストゥスの後継者に決定していたティベリウス(妻リーウィアと前夫の息子)によって、ダニューブ川方面が平定されたことを述べる。31～33節では、平和的な外交交渉によって、インド、黒海沿岸からカスピ地域までの諸国から使節がアウグストゥスの下に訪れたこと、パルティア、ブリタニア、ゲルマン諸族の王たちが人質を送ってきたこと、パルティア人とメディア人がアウグストゥスの任命した王を受け入れたことが述べられる。

本論の最後の34と35の両節では、アウグストゥスに与えられた特別な栄誉が述べられている。34節では、前27年に元老院とローマ市民たちへ国政を返還した功績に対して、アウグストゥスの添え名(cognomen)などの栄誉が与えられたこと、「この時以後、私(アウグストゥス)は、権威(auctoritas)においては万人に勝るが、権限(potestas)においては公職における私の同僚たちを凌駕しなかった<sup>20)</sup>」ことが述べられている。なお、この時にプロコンスル命令権が与えられているが<sup>21)</sup>、4節と同様に触れられていない。35節では、前

2年に「国父」*pater patriae*と呼ばれたことが述べられている。

最後に補遺4節が付け加えられている。補遺1節では、アウグストゥスが、国庫およびローマ市の民衆（平民）に与えた贈与の総額が示される。第2節では新築した公共建造物が、第3節では修復した公共建造物が列挙される。第4節では、見世物、災害復旧のための支出や個別の贈与が数えきれないことが記されている。

## II 『神アウグストゥスの業績録』の性格

Mommsenによって、信頼できる『神アウグストゥスの業績録』のテキストが公刊されて後に多くの研究者を巻き込む論争の対象となったのは、この『業績録』がどのような種類の金石文であり、どのようなジャンルに属する史料であるかという問題であった<sup>22)</sup>。

### 1 金石文としての『業績録』

ラテン金石文の諸類型の中で、『神アウグストゥスの業績録』が属すると、まず考えられるのは、墓碑銘 (*tituli sepulcrales*) であろう。この『業績録』の原文がアウグストゥスの霊廟前の青銅柱に刻まれていたことが、墓碑銘であることを示唆するのである。またラテン語の墓碑銘の中に、被葬者や墓所を建てた者の氏名だけでなく、被葬者の生前の業績を記したものがあり、この点ではアウグストゥスの『業績録』との共通点が存在する。この種の墓碑銘の代表であり、またラテン語金石文の中でも最古のものの一つである有名なスキピオ一家の地下墓廟の石棺に刻まれた墓碑銘から前298年にコーンスルを務めたスキピオ・バルバートゥス (*Scipio Barbatus*) の墓碑を例として挙げる。

「コルネリウス・ルーキウス・スキピオ・バルバートゥスは、グナイウスを父として生まれ、勇敢で賢明な男子であり、彼の容姿は武勇に相応しかった。彼は汝等の下でコーンスル、ケンソル、アエディリスだった。彼はタルラシアとサムニウムではキサウニアを攻略し、ルカーニア全土を平定して人質を連れて帰った<sup>23)</sup>」

この種の墓碑銘は、内容的には取り上げる題材が『神アウグストゥスの業績録』と部分的に一致する。務めた公職と軍事的業績とを列挙した所は、『業績録』本論の第1部と第3部の題材と重なっている。しかしながら、計21節におよぶ長大な『業績録』の記述とわずか4行のスキピオ・バルバートゥスの碑銘に代表される墓碑銘とを同一のジャンルと見なすことは、躊躇せざるを得ない。また、墓碑銘が一般的には3人称で記述されるのに対して『神アウグストゥスの業績録』が1人称で語られていることも異なっている<sup>24)</sup>。アウグストゥスが『業績録』を執筆した際に、墓碑銘が題材の選択に影響を与えた可能性は否定できないが、この『業績録』を墓碑銘と見なすことはできない。

さてラテン語金石文の中には、この種の墓碑銘と内容的に一部重なるが、通常は顕彰碑文

(tituli honorarii)に分類される *elogia* (単数形 *elogium*) と呼ばれる一群の金石文が存在する<sup>25)</sup>。この種の金石文は、まず主格でもって顕彰される人名が提示され、続いてその人物が務めた公職や凱旋式など与えられた荣誉が列挙されるものであり、共和政期以来、一部の名門家系に属する者たちの屋敷に保管されていた「祖先の像」(*imagines maiorum*)に付された銘文を起源とし、後に彫像その他の記念建造物に刻まれるようになったものである<sup>26)</sup>。この種の金石文の古い例として、前260年にコーンスルを務め、ミューラエにおいてローマ史上初の海戦の勝利をもたらした C. Duilius の顕彰碑を挙げたい。

「…そしてセゲスタ人たちを…攻囲から解放し、カルタゴの全軍団と最高指揮官を9日後に公然と日の光の下で陣営から逃亡させ、マケラの町を猛烈に攻めて陥落させた。同じ公職在任中に、艦船を用いて海上で、コーンスルとして初めて功績を挙げ、海の軍勢と艦隊を初めて整えて装備し、それらの艦船を用いて、フェニキアの全艦隊を、また彼らの独裁官ハンニバルの面前で最強のカルタゴ軍を大海の中の戦いで破り、攻撃によって乗員と共に七段樺船1隻、五段樺船と三段樺船30隻の艦船を拿捕し、13隻を沈めた。獲得された黄金は3,700(?)ヌムス、分捕り品から獲得された銀は100,000(?)ヌムス…全獲得高は2,100,000(?)アスである。彼は、同じく初めて、海戦の戦利品を市民たちに贈り、初めて自由人として生まれたカルタゴ人を、凱旋式の際に引き回した…<sup>27)</sup>」

この Duilius の顕彰碑文は、本来はローマ市の中央広場 (Forum Romanum) の演壇 (Rostra) に刻まれていたものである。その内容は Duilius のコンスル職在任中の1年間の功績を記録したものであるが、拿捕した敵艦の数や金額についての具体的な数字をあげる点は、『神アウグストゥスの業績録』の記述と共通の特徴を持つと言える。

記念建造物とそこに刻まれた顕彰碑文 (*elogia*) が、アウグストゥスにとって注目すべき存在であったことは、彼がマルス・ウルトル神殿を中心に建設したアウグストゥス広場 (Forum Augustum) に、ユリウス氏族の祖先の彫像と共に過去の将軍たちの彫像とそこに刻まれていた顕彰碑文 (*elogia*) を復元して並べたことから知られる。スエートニウスは、『アウグストゥス伝』の中で、彼の意図を次のように伝えている。

「不滅の神々の次にローマ市民たちの支配を最小から最大にした将軍たちの記憶に荣誉を与えた。そこで、各人の建造物を銘文を保ったままで再建し、全員の凱旋式の服装の彫像を彼自身の広場の両側の柱廊に奉献し、そして布告で告げた。『私がそのことを発案したのは、私が生きてる間は私自身が、そして将来の世代の第1人者たちが、あたかも手本に従うように彼らの生涯に倣うように市民たちに要求されるためであった』と<sup>28)</sup>」

これらの将軍たちの顕彰碑文の中でアウグストゥスの『業績録』との関係で注目されるのは、前107年と前104年から前100年、そして前86年にコーンスル職を務めた軍人・政治家である C. Marius の顕彰碑文である。この顕彰碑文の訳文を掲げる。

「ガイウスの息子であるガイウス・マリウスは、コーンスルを7回、プラエトル、護

民官、クァエストル、軍団将校を務めた。彼は特別にヌミディア王ユグルタとの戦争をコーンスルとして行なった。彼（ユグルタ）を捕らえ、2回目のコーンスル職のときに凱旋式を挙行した際に彼の戦車の前を引き回すように命じた。3回目のコーンスルに不在のままで選ばれた。4回目のコーンスルとして、テウトニー人の軍隊を壊滅させた。5回目のコーンスルとして、キンブリー人たちを潰走させ、彼らとテウトニー人たち（への勝利の）故に2回目の凱旋式を挙行した。武装してカピトーリウム（の丘）を占拠した護民官とプラエトルの騒擾によって混乱していた国家を、6回目のコーンスルとして解放した。70歳を超えて内乱によって祖国を逐われたが、武力でもって復活し、7回目のコーンスルとなった。彼は、キンブリー人とテウトニー人からの戦利品で、勝利者として、ホノルとウィルトゥスの神殿を建立し、凱旋式の外套をまとい、パトリキーの靴を履いて元老院に入った<sup>29)</sup>

先に引いた *Duilius* の顕彰碑文が、彼のコーンスル職在任中の1年間の功績を述べたものであるのに対して、*Marius* の顕彰碑文の記述は、前107年から前86年までの20年間以上にわたり、7回のコーンスル職在任中それぞれについて、*Marius* の業績が記されている。この点では、アウグストゥスの『業績録』におけるアウグストゥスの功績の記事と共通する点は多いと言える。また「武装してカピトーリウム（の丘）を占拠した護民官とプラエトルの騒擾によって混乱していた国家を、6回目のコーンスルとして解放した。Rem p(ublicam) turbatam seitionibus tr(ibnuni) pl(ebis) et praetor(is), quei armati Capitolium occuoaverunt, VI cos. vindicavit.」という表現は、『業績録』第1節の「私は、党派の独裁の下で圧迫されていた国家を解放し、自由とした。rem publicam a dominatione factionis oppressam in libertatem vindicavi.」に、直接の影響を与えたと推測することが可能かもしれない。先に述べたようにアウグストゥス本人が自らの広場に設置した *Marius* の像に刻まれた顕彰碑文を読んでいたことは確かであるからである。

『神アウグストゥスの業績録』の刊本の一つの校訂者である P.A. Brunt と J.M. Moore は、*Marius* の顕彰碑文を引用した上で、『業績録』は、アウグストゥスの業績が他の顕彰される人物の功績よりもはるかに壮大であるように、ずっと念入りに作り上げられた *elogia* の発展型であると見なすことができるかもしれないと述べている<sup>30)</sup>。さらに、この『業績録』に関する最新の研究の著者である *Ridley* は、アウグストゥスが、他に類を見ない化合物を生み出し、そのテキストは対象人物自身が起草した点で異例であるが、*elogia*（顕彰碑文）に属するのが最も相応しいが、墓碑銘の期待される場所に設置されていると記した上で、この点はずっと変わらず分析者を悩ましてきたと述べている<sup>31)</sup>。確かに、『神アウグストゥスの業績録』は、*Duilius* から *Marius* への *elogia*（顕彰碑文）の発展の延長線上に位置していると見なすことが可能である。この『業績録』の本論、特にその第1部である第3から第14節の文章は、アウグストゥスの長い政治生活における比類の無い業績とその榮譽を記すために、長大となった *elogium* そのものと言えるかも知れない。

## 2 金石文以外の文章としての『業績録』

前節で述べた『神アウグストゥスの業績録』をラテン金石文として既存の類型に分類しようとするのとは異なった考えも存在する。

まず、この『業績録』をアウグストゥスの長い政治活動全体にわたる皇帝(第一市民 princeps)あるいは公職者としての「執務報告」であるとする見解が、19世紀の Mommsen をはじめとして存在する<sup>32)</sup>。そのような「執務報告」の共和政期における先例としては、大プリーニウスの『博物誌』が伝えるポンペイウスの業績を記した2つの文書が存在すると指摘されている<sup>33)</sup>。一つは、女神ミネルウァへ奉獻を伝える次のような文章である。

「グナイウス・ポンペイウス・マールクスは、司令官として30年間の戦争に従軍し、12,183,000人を蹴散らし、潰走させ、殺戮し、降伏を受け入れ、846隻の艦船を沈めるか拿捕し、1538箇所の町と砦の降伏を受け入れ、陸上ではマエオーティス(アゾフ)海から紅海までを制圧し、誓約した捧げ物を滞りなくミネルウァに(奉獻した)<sup>34)</sup>」

二つ目は、前62年の凱旋式に関する次の文章である。

「海岸を海賊から解放し、海の支配をローマ市民たちに回復した時、アジア、ポントス、アルメニア、パフラゴニア、カッパドキア、キリキア、シリア、スキティア人、ユダヤ人、アルバニア人、ヒベリア、クレタ島、バスタルナエ人から、そして以上の他、ミトリダテス王とティグラネス王から(の勝利を祝う)凱旋式を挙行了した<sup>35)</sup>」

これら二つの文章の中、最初のもはローマ市のミネルウァ神殿(delubrum Minervae)に刻まれた奉獻碑文(tituli sacri)の写しであると考えられるが、二番目の文章は、凱旋式の際に観衆に公示された文書の写しであると考えられる。Ridleyは、これらのポンペイウスの業績の一覧がアウグストゥスの『業績録』での内外の戦争での功績と凱旋式等の荣誉を記した第3・4節および彼の軍事的業績が征服地を具体的に列挙しつつ述べられる第25節から第30節までの記述と明らかに類似していると指摘している。確かに、『業績録』の25節冒頭の「海を海賊から(解放して)平和とした<sup>36)</sup>」の文句と第26節からはじまり第30節までの、アウグストゥス本人およびかれの代理たちによって征服された地域の長い羅列は、ポンペイウスの凱旋式で示された2番目の文書と著しく類似した構造を示している、と筆者も判断する。従って、Ridleyの指摘は正しいと考えられる。一方で、これらのポンペイウスの文書は、撃沈もしくは拿捕した敵艦や捕虜など具体的な数字をあげる点では、Duiusiusの顕彰碑(elogium)に、戦いで破った敵と勝利を祝う凱旋式を特記する点ではDuiusiusのみならず Mariusの顕彰碑(elogium)とも類似している。即ち、大プリーニウスの伝えるポンペイウスの二つの文書は、共和政期に多数製作された顕彰碑文(elogia)と『神アウグストゥスの業績録』のいずれにも共通点を有しているのである。Symeは、アウグストゥスの『業績録』をローマの将軍のための顕彰碑(elogia)とローマの公職者の執務報告書の混合したもので

あるとするが、その主張は十分に首肯できるものである<sup>37)</sup>。

一方、アウグストゥスがその死の直後に神格化されたこと、そして『業績録』の主たる史料である『アンキウーラ記念碑』が「ローマとアウグストゥスの神殿」の壁面に刻まれていたことに注目して、神格化を保証するための記録であるとの主張が存在する。このような主張は、すでに Mommsen によるテキスト公刊直後に古典学者の Willamowitz によって為されている<sup>38)</sup>。彼は、この『業績録』とアンキウーラの「アウグストゥス神殿」との関連から、アウグストゥスが、自身の死後の神格化を予期し、準備していたことが感じられると主張しているのである。この主張は、直ちに Mommsen によって反駁され、さらに Syme もアウグストゥスの『業績録』はアウグストゥスの神格化を保証する文書とは言えず、ヘレニズム時代の東方の宗教や王侯に関連付けるべきではないと述べている<sup>39)</sup>。そして、このようにヘレニズム的な君主の神格化とアウグストゥスの『業績録』との関連を否定する見解は、近年まで大方の研究者の賛同を得ていたように思われる。

ところが、最近、ヘレニズム時代史の研究者でもある Bosworth が、『神アウグストゥスの業績録』の表題にも示されている「世界の征服」と言うモチーフから神格化のモチーフが読み取れるとの主張を展開している<sup>40)</sup>。彼は、『業績録』において繰り返して「世界征服」のモチーフがほのめかされることはヘレニズム的題材を思い起こさせると述べ、さらに世界征服と大規模な贈与による神格化というヘレニズム的理論の影響、特にエウヘメロス (Euhemeros) の作品の強い反響が存在することが否定できないとする<sup>41)</sup>。

エウヘメロスは、前4世紀末から前3世紀初頭にかけてアレクサンドロス大王の後継者の一人であるカッサンドロスに仕えた人物である。彼の著作では、ゼウスをはじめとする神々が実は生前に世界征服を実現し、臣下に対して莫大な施しを与え、死後に神格化された偉大な王であり、その業績を刻んだ碑文がインド洋の孤島に残っていると物語が述べられている。このエウヘメロスの作品は、共和政中期の叙事詩人エンニウスのラテン語訳によってローマ世界でも広く知られていた<sup>42)</sup>。さらに Bosworth は、『神アウグストゥスの業績録』が複数のレベルで読むことが可能なテキストであり、そこには、洗練された読者である上層階級の教養ある構成員にとってアウグストゥスの経歴の先例となる文学上、歴史上のテーマを想起させる引喩に溢れ、エウヘメロスの描く世界征服者にして莫大な贈与を与えたゼウスがそのような先例の一つであると主張する<sup>43)</sup>。

さて、古くは Wilamowitz によって、最近では Bosworth によって主張された『神アウグストゥスの業績録』は神格化を保証 (主張) する文書であるとの説を直ちに受け容れることは困難である。『業績録』の文章は、金石文としては Brunt・Moore や Ridley が主張する顕彰碑 (elogia) からの影響が最も大きく、それに加えて、Mommsen 以来、指摘されているように共和政ローマの将軍 (公職者) の報告書との類似点も見逃すことができない。すなわち、ローマの将軍のための顕彰碑 (elogia) とローマの公職者の執務報告書の混合したものであ

るとする Syme の主張がもっとも説得力を持つと言えるのである。しかしながら、Wilamowitz・Bosworth の神格化を保証(主張)する文書とする説も全面的には否定できない。まず Bosworth の主張する『業績録』のテキスト読解の重層性を完全に否定することは不可能であろう。また、顕彰碑(elogia)と執務報告書の混合とする説では、『アンキウラ記念碑』が属州ガラティアにおける皇帝礼拝の中心である「ローマとアウグストゥス神殿」で発見されたという事実が十分に説明できないことも事実である。

以下では、章を改めて『神アウグストゥスの業績録』を執筆したアウグストゥスの意図していた読者と、この『業績録』の主要史料である『アンキウラ記念碑』がアナトリアのガラティア・ピシディア地方で発見された背景を考えてみたい。

### III 『業績録』の製作目的と歴史的意義

#### 1 『業績録』の想定読者

『神アウグストゥスの業績録』は、どのような読者を想定して執筆され、アウグストゥスの霊廟前の青銅柱に刻まれたのだろうか。この質問への答えは、一見、明らかであるかのように思われる。『世界をローマ市民たちの支配に従わせた神アウグストゥスの業績と国家とローマ市民たちのために彼が為した支出』という表題からもわかるように、アウグストゥスが、ローマ市民を想定読者として『業績録』を構想したことは自明と思われ、むしろローマ市民中のどの階層が主な読者として構想されたのかが問題となっている<sup>44)</sup>。

すでに Mommsen は、ローマ市民中でもローマ市に住む大衆(plebecula)であり、「市民全体と大衆たちが特に彼自身について知って欲しいあるいは信じて欲しいこと ea, quae populum universum et plebeculam maxime de se vel nosse vel credere vellet」を記していると主張している<sup>45)</sup>。

この『業績録』で列举される多くの功績に対する報償である榮譽は、ローマ市民全体(すなわち民会)や市民中の支配階層を代表する元老院より与えられていた。本論第1部では、ほぼ各節ごとに彼に榮譽を与えた主体として、元老院やローマ市民たち(民会)が挙げられている。第4節では「元老院が、...を決定していた」(senatus...decrevisset)、「元老院が決定した」(decrevit senatus)、「元老院決議に従って」(ex senatus consulto)、第5節では「市民たち(民会)と元老院によって提供された」(datam...et a populo et senatu)、第6節では「元老院およびローマ市民たち(民会)が合意して」(senatu populoque Romano consentientibus)、第8節では「市民たち(民会)と元老院の命令によって」(iussu populi et senatus)、第9節では「元老院が決定した」(senatus decrevit)、第10節では「元老院決議によって」(senatus consulto)と「法(民会決議)によって承認された」(lege sanctum est)、第11節では「元老院が奉獻した」(senatus consecravit)、第12節では「元老院決議によって」(senatus consulto)、

第14節では「元老院および市民たち（民会）が…指名した」（*senatus populusque Romanus...designavit*）、「元老院が決定した」（*dcrevit senatus*）と、それぞれ明記されているのである。

『業績録』全体の導入部と考えられる第1・2節では、アウグストゥスの政界への登場時の正当性の疑わしい行動がローマ市民（民会）の決定であることが強調されている。まず、第1節では満19歳と言う異例の若さでコンスル職就任が「市民たち（民会）が選出した」（*populus... creavit*）とされているのである。第2節では「私の父を殺害した、その者たちを追放に処して、合法的な（民会決議による）法廷で彼らの行動に復讐した」（*Qui parentem meum trucidaverunt, eos exilium expuli iudiis legitimis ultus eorum facinus*）と述べられている。また、本論の最後におけるアウグストゥスが特に強調したい前27年と前2年の栄誉も、それぞれ第34節では「元老院決議によって」（*senatus consulto*）与えられ、第35節では「元老院と騎士身分、およびローマ市民たち全員が」（*senatus et equester ordo populusque Romanus universus*）与えたことが明示されている。

さらに『業績録』の第2の主題である「国家とローマ市民たちのために彼が為した支出」において、アウグストゥスの支出を主に享受したのは、ローマ市に居住する非支配層、いわゆるローマ市民衆（*plebs Romana* もしくは *plebs urbana*）であると考えられる。

『業績録』の中で、アウグストゥスの「支出」を記録する本論第2部の冒頭の第15節では、金銭の分配を受ける対象として「ローマの民衆」（*plebs Romana*）、「ローマ市民衆」（*plebs urbana*）、「民衆」（*plebs*）が挙げられている。同じ15節および次の第16節で農地（もしくははその購入のための現金）を贈られた退役兵たちは、農地を与えられた後には中層以上、場合によっては地方支配層（*domi nobiles*）に属するかもしれないが、元来は平民層（*plebs*）、ローマ市では大衆層に所属していたと考えられるローマ市民である。第17節の国庫への資金援助と軍事金庫の創設も、後者の目的が退役兵への褒賞金の支出であり、その享受者の多くは本来平民層に属する兵士たちであったと考えられる。また第18節で述べられる前18年にアウグストゥスが「ときに十万人ときにそれ以上の者たちに、穀物と現金を私の穀物庫と世襲財産から分配した」（*tum centum milibus hominum tum pluribus multo frumentarios et nummarios tributus ex horreo et patrimonio meo edidi.*）のもローマ市の大衆が主な対象であることは確実である。

第19節から第21節までに記録される公共建造物の建設と修復は、国家（*res publica*）・ローマ市民全体への贈与であると考えられよう。第22節および第23節で記録されるの「剣闘士の試合」（*munus gladiatorum*）、体育競技（*athletarum*）、「野獣狩り」（*venatio*）、「海戦の見世物」（*Navalis proeli spectaclum*）などの見世物を提供されたのは、ローマ市民全体であると一応は見做すことができるが、この種の娯楽の提供を何よりも楽しみにしていたのは、特にローマ市の民衆層（*plebs urbana*）であったと考えてよいように思われる。なお、第24節の

前半は属州アジアの神殿から略奪されていた装飾品の返還が記録されているが、この部分は、第15節から第24節までのアウグストゥスの「支出」を記録した部分の中で、唯一、ローマ市民ではなく被征服民である属州の人々を対象としている。

以上のような『神アウグストゥスの業績録』の内容から、その想定読者をローマ市民、特にローマ市居住の非支配層(plebs urbana)であるとする通説に対して、Yavetzが異論を唱えている<sup>46)</sup>。彼は、大衆向けの宣伝はコイン上の標語のように短くしなければならず、アウグストゥスは歴史の中で地位を確保するためにもっと教養ある市民たちに訴える必要があったと主張し、元老院議員たちと並ぶ、騎士身分の重要性を指摘している。

筆者はYavetzの見解に同意できない。『業績録』の中での騎士身分への言及は第14節・第35節の2箇所に過ぎず、想定読者として騎士身分の重要性を主張するのは無理であろう。また、大衆向けの宣伝は短くしなければならないとの主張は、『神アウグストゥスの業績録』に関しては、必ずしも適切とは考えられない。この『業績録』文章は、全体としては長大なものであるが、内容的には比較的短い各節ごとに、さらに各部に分れており、それぞれ個別に理解することが可能である。また文章自体も簡潔でわかりやすい構文で記されており、読解するのはさほど困難であったとは考えられない。

なお、古代ギリシア・ローマ時代の識字率に関して、Harrisの指摘に従って低く見積もるのが近年では通例となっている<sup>47)</sup>。確かに、ローマ帝国の住民のかかなりの部分が読み書き能力を有していたとのかつての楽観的な見解を支持することはもはやできない<sup>48)</sup>。しかしながら、ローマ帝国における識字の最大の特徴は、絶対数では少ないかもしれない識字能力を持つ者たちが、支配階層の元老院議員や騎士身分に限定されず、広汎に存在したことでであると考えられる<sup>49)</sup>。そのような識字能力の社会階層の境界を越えた普及を促進したのが、帝国各地に駐屯していた軍隊の存在であったと考えられる。『神アウグストゥスの業績録』の刻まれた青銅柱の前に来た非支配層のローマ市民たちは、『業績録』の関心のある1節を自ら読むことができたか、あるいは同じ階層に属する者が声を出して読み上げるのを聞くことができたと考えられるのである。

従って、『神アウグストゥスの業績録』の想定読者は基本的にローマ市民であり、その中には非支配層のローマ市民衆が主要な対象として含まれていたと判断できる。アウグストゥスが、この『業績録』を執筆したのは、彼の異例な経歴とその結果、獲得した権力をローマ市民たちに対して正当化するためであったと考えられる。彼の前例のない諸権限は、共和政以来の最高協議・決議機関である元老院と民会(ローマ市民たちの総体)によって与えられた榮譽であると位置づけられている。さらに、それらの榮譽の背景として、同じく前例のない莫大な額の国家やローマ市民衆をはじめとする市民たちへの贈与や、これまた前例のない対外的軍功や対外交渉の成功が列挙されるのである。そして、本論の最後の2節(第34・35節)においても、アウグストゥスが内乱終結後の前27年に「国家 res publica を私の権限

から元老院とローマ市民たち（民会）の判断に委ねた<sup>50)</sup>」という功績からアウグストゥスという「添え名 cognomen」他の榮譽を与えられたことが特記されている。また第35節では、前2年に「元老院と騎士身分、そしてローマ市民総体 *senatus et equester ordo populusve Romanus universus*」によって、「国父 *pater patriae*」の呼称をあたえられたことが強調されている。アウグストゥスは、あくまで自らの行動と権力が共和政的正統性の枠内に留まっていることを強調しているのである。

しかしながら、なお疑問が一つ残る。何故、ローマ市のアウグストゥス霊廟前の青銅柱に刻まれた『神アウグストゥスの業績録』のテキストが、遠く離れた小アジア（アナトリア地方）の属州ガラティアの都市に送られて、その地において、「ローマとアウグストゥス神殿」の壁面に、金石文として刻まれたのであろうか。

## 2 属州ガラティアと『神アウグストゥスの業績録』

『神アウグストゥスの業績録』のテキストを刻んだ碑文の発見されたアンキューラ（Ancyra）、アポッローニア（Apollonia）、アンティオキア（Antiochia）の3都市が所在する属州ガラティアは、ローマ支配下の東方諸属州の中では、その地方の支配階層がケルト人であったという特徴をもつ地域であった。デルフォイをはじめとするギリシア本土を脅かしていたケルト人は、前278年から前277年の冬にバルカン半島から小アジアに渡り、次第に中央アナトリアの高原地帯に移動した<sup>51)</sup>。共和政ローマとガラティアに居を構えたケルト人（後にガラティア人と呼ばれるようになる）が最初に接触したのは、前189年のコンスルであったグナイウス・マンリウス・ウルソー Cn. Manilius Vulso が小アジアに渡ってガラティアのケルト人を破ったときのことである<sup>52)</sup>。

アウグストゥス時代の地理学者 Strabo は、中央アナトリア高原に定住した後のケルト人（ガラティア人）の政治体制とその変遷を次のように要約している<sup>53)</sup>。ガラティア地方に定住した当初は、まず三部族、そして各部族が四分領（*tetrachia*）に分れていた。その後、ガラティア人たちは、次第に統合されて、まず三人の支配者、そして二人の支配者、そしてついには単独の支配者の下にある君主国（王国）へと変貌したのである。その間に、ガラティア人は、地中海世界全域の支配者の地位を固めつつあった共和政ローマの同盟者となっていた<sup>54)</sup>。そして、ローマが、内乱を経てアウグストゥスの下で新たな政治体制へと変容し始めた頃にガラティア地方の政治的地位も大きく変容した。前25年、最後の支配者アミュンタスの死後、ガラティアは「ローマ市民たちの支配 *imperium populi Romani*」の下に併合されることになった<sup>55)</sup>。

このローマ支配の開始は、ガラティア地方における都市化の急速な進展の始まりでもあった。ガラティア人の3部族を基に、ペッシヌース（Pessinus）、アンキューラ（Ancyra）、タウィウム（Tavium）の3都市が形成された<sup>56)</sup>。そして、アンキューラでは、後に『アンキ

一ラ記念碑』が壁面に刻まれることになる「ローマとアウグストゥスの神殿」の建築が開始されていた。この神殿は、すでにアウグストゥスの生前である前10年から後10年の間に建設が開始され、ティベリウス時代の後19・20年頃に竣工したと推測されている<sup>57)</sup>。また属州南部のピシディア地方を中心に複数のローマ市民植民市(coloniae civium Romanorum)が建設され、ローマ軍の退役兵が入植した<sup>58)</sup>。これらの植民市の一つがアウグストゥスの『業績録』の断片が出土したアンティオキアである。

さて、このような歴史を経てローマの属州となったガラティア地方の3つの都市に、一体どのような経過で、後14年に亡くなったアウグストゥスの作成した『神アウグストゥスの業績録』のテキストが送られることになったのであろうか。管見の限りでは、この間の事情を直接に伝える史料は存在しない<sup>59)</sup>。Eckは、アウグストゥスの『業績録』がローマ市で公示されるのみでは不十分であり、「元老院の意思」に従って、属州住民も『業績録』を知るべきとされた述べるが、根拠となる史料は明示されていない<sup>60)</sup>。

筆者が、『神アウグストゥスの業績録』が属州に所在する都市に送られたことの類似例として思いつくのは、後19年にシリアで亡くなったアウグストゥスの孫にあたる(正確には養子で第2代皇帝ティベリウスの養子)ゲルマーニクス・カエサル(カエサル)の例である。次期皇帝の最有力候補であった彼が亡くなると、数々の栄誉が元老院や民会から与えられた。これらの栄誉については、歴史家タキトゥスもその『年代記』(Annales)に記しているが、元老院決議や民会決議の原文を記録した青銅板が、1982年にスペインのセヴィリャ近郊で出土している<sup>61)</sup>。この青銅板の中に、次のような箇所がある。

「皇帝一家に対する(ローマ市民の)全ての身分の忠誠とゲルマーニクス・カエサルへ記憶を讃えることについて全市民の合意がそれだけ容易に見られるために、コンスルたちが、自らの告示の下に、この元老院決議を公示し、自治市と植民市の公職者と使節に対して、イタリアの自治市や植民市および属州に所在する植民市に写しを送ることを命じるべきであること<sup>62)</sup>」

共和政末期には、すでにイタリアの全自由人はローマ市民権を獲得していた。また、カエサル・アウグストゥス時代以降、退役兵を中心とする多数のローマ市民たちが、イタリアを離れて属州に建設された植民市に入植していたことが知られている<sup>63)</sup>。ローマ市民を主たる対象とする『神アウグストゥスの業績録』やゲルマーニクス・カエサルへの栄誉決議も単にローマ市において公示しただけでは、その目的を十分に果たすことは期待できなくなっていた。イタリア内の多くの自治市や植民市、さらに属州に建設された植民市においても、全てのローマ市民にかかわる文書を公開する必要が生じていたのである。

また、ゲルマーニクス・カエサルとアウグストゥスに与えられた栄誉に関しては、今一つ類似点が存在する。第2代皇帝ティベリウスは、ゲルマーニクス・カエサルに与えられる栄

誉を決定する際に、自らの母親リーウィアやゲルマーニクスの母を含む近親者の討議を経て決定したことが、元老院決議よって明らかとされているのである。これは、基本的に男性優位の社会であり、女性が公的討議に参加することを忌避していたローマ社会では注目すべきことである<sup>63)</sup>。そして、皇帝一家の有力者の死後に与えられる数々の栄誉の決定にアウグストゥスの妻であり、第2代皇帝ティベリウスの母であるリーウィアに代表される皇帝一家の女性たちが関与する最初の例が、アウグストゥスの没時のことであった。3世紀始め頃の歴史家カッシウス・ディオによれば、それらの栄誉は「言葉の上では元老院によって、実際にはティベリウスとリーウィアによって決定された<sup>64)</sup>」と伝えられている。

ゲルマーニクスに関する栄誉は、死後に元老院およびローマ市民たち（民会）から与えられたものであり、アウグストゥスが生前に同じ元老院およびローマ市民たち（民会）から与えられていた栄誉とは異なるが、その公示に関してはほぼ同様な手続きが採られた可能性が高いと、筆者は考えている。従って、この手続き、コンスルの告示の下で、『神アウグストゥスの業績録』の写しが送られたのは、イタリア内の自治市と植民市、そして属州に所在する植民市であったと考えられる。従って、属州ガラティアの諸都市の中では、ローマから直接に『業績録』の写しを送付されたのは、アンティオキアをはじめとするローマ市民植民市であったと推測できる。

それでは、他の二つの都市、アンキューラとアポロニア、特にアンキューラはどのようにしてアウグストゥスの『業績録』のテキストを入手したのだろうか。実は、ゲルマーニクス・カエサルの栄誉決議の先に引用した部分に続いて次のような記述がある。

「属州を統括する者は誰でも、もしもこの元老院決議をできるだけ賑やかな場所に釘付けにする（貼り出す）ように努めるときに、正しく適切に行動するように<sup>65)</sup>」

この属州の責任者による元老院決議の公示される場所をローマ市民の住む植民市に限定せず、属州の都市一般も対象にしていると仮定すれば、アンキューラとアポロニアにおいてアウグストゥスの『業績録』が発見されたことを説明することができる。その可能性自体は否定できないだろう。しかしながら、前節見たように、この『業績録』の主たる対象が、少なくとも製作者側からすれば、ローマ市民であったことから考えて、ローマ側の権力を代表する総督あるいはそれに類する者が、わざわざ多大の努力を払ってガラティア人の都市住民のために亡き皇帝の『業績録』を公示するとは考え難い。

筆者は、むしろガラティア人の都市住民の側の積極的な意思に注目すべきではなかろうかと考えている。先に述べたように、アンキューラでは、すでにアウグストゥスの生前から、後に「ローマとアウグストゥスの神殿」となる神域の建築が開始されていた。そもそもガラティアを含む小アジア（アナトリア地方）は、早くから住民の側の主導でいわゆる「皇帝礼拝」の組織や神域が整備された地域であった<sup>66)</sup>。アレクサンドリアの陥落の翌年の前29年に属州アジア（Asia）と属州ビティニア（Bithynia）において、それぞれの中心都市エフェ

ソスとニカイアに「ローマと神ユリウス（神格化されたカエサル）の神殿」を建設することが認められ、属州に在住するローマ市民へも二柱の神々を崇拝することを命じられていた。また同時に、属州アジアのペルガモンと属州ビテュニアのニコメディアでは、ギリシア人たちにオクターウィアヌスのための神域を設けることさえ許可されていたのである。アナトリアの住民は、新しい支配者に素早く適応して、その人物への宗教的礼拝を先頭を切って設立することによって新体制への忠誠心を示そうとしていたのである。

さて前27年、ローマ市において、オクターウィアヌスが「国家を元老院とローマ市民たちの判断に委ねる」という共和政的伝統に基づく政治的パフォーマンスを行い、その報償としてアウグストゥスという添え名を獲得していた。前25年、ガラティア地方が、ローマの属州となり、旧来の部族を基盤にしつつ新たな都市領域に再編された際、ガラティア人たちは、支配者の新たな名前を自らの呼称に取り込むことにした。アンキューラの住民たちは、新たにセバステーニー・テクトサゲース・アンキュラーニー (Sebasteni Tectosages Ancyraei) と名乗った<sup>67)</sup>。テクトサゲースは、ガラティアの3部族の一つに由来する呼称であり、アンキュラーニーは地名に由来している。一方、セバステーニーは、アウグストゥスのギリシア語表記であるセバストス (Sebastos) に由来している。アンキューラのガラティア人たちは、自らを「アウグストゥスの民」と名乗っていたのである。そして、『アンキューラ記念碑』の刻まれた「ローマとアウグストゥスの神殿」も、この記念碑とは別の壁面に刻まれた碑文によれば<sup>68)</sup>、普通は単に「セバストス神殿 τὸ Σεβαστηῖόν」と呼ばれていたようである。

このように、ガラティア人を含む、小アジア（アナトリア地方）の人々は、共和政以来の政治的伝統に縛られているローマ市民たちより、皇帝への宗教的礼拝に関して、柔軟かつ積極的な態度を示していたのである。アンキューラの住民たちも、自らを『アウグストゥスの民』と呼び、恐らくアウグストゥスの生前から、彼に対する宗教的礼拝施設設立の準備をしていたと考えられよう。その最中に、初代皇帝アウグストゥスが亡くなってローマ市において神格化され、彼自身の作成した『神アウグストゥスの業績録』が属州ガラティアのローマ市民植民市にもたらされたのである。アンキューラのガラティア人たちは、この『業績録』を、彼らが期待し、実現した皇帝の神格化をもたらした文書として、アウグストゥスのために準備していた神殿の壁面に刻んだのではなかろうか。その際、彼らにとってより理解しやすいギリシア語訳が外壁に刻まれることになったのであろう。すなわち、『アンキューラ記念碑』は、アンキューラの住民にとっては、アウグストゥス（セバストス）の神格化を示す文書であったのである。

## おわりに

同じ『神アウグストゥスの業績録』が、ローマ帝国の別々の場所においてそれぞれ異なった役割を果たしていた。アウグストゥスの『業績録』は、ローマ市をはじめ、ローマ市民の住む都市においては、市民たちにとって稀有の功績をあげた第一市民の執務報告であり、その功績に対して元老院やローマの市民たち（民会）が献じた顕彰碑文であった。一方、属州の小アジア（アナトリア地方）のガラティア人都市においては、世界を征服した支配者の神格化を示す宗教的な文書と見做されていた、と考えられる。

この『業績録』は、ローマにおける金石文の伝統の中では、顕彰碑文の一種である *elogium* にもっとも近く、前 30 年から後 14 年にいたる 40 年間以上にわたって、ローマ政治を支配し、事実上、新しい支配体制を築き上げたローマ史上比類なき政治家の執務報告でもあった。『業績録』の読者としてアウグストゥスが念頭に置いていたのは、ローマ市大衆 (*plebs urbana*) を含む、ローマ市民に限定されていたと考えられる。ところが、その『業績録』の写しが、ローマ市以外のイタリア諸都市に住む市民や各属州に建設された植民市に入植した退役兵や市民のために属州に送られると、少なくとも属州ガラティアでは、アウグストゥスの当初の意図とは全く異なった役割を果たすことになったのである。我々が、ローマ市民を対象として、初代皇帝が自ら起草した文章を読むことができるのは、当初の目的とは全く異なった用途に用いられるために作られた写しとギリシア語訳のお蔭である。

### 略語

本稿では、以下の略語を用いる。

*CIL*=*Corpus Inscriptionum Latinarum consilio et auctoritate Academiae litterarum reginae Brrussicae edictum*, Berlin 1863-.

*ILS*=H. Dessau (ed.), *Inscriptiones Latinae Selectae*, Berlin 1892-1916.

*ILLP*=A. Degrassi (ed.), *Inscriptiones Latinae Liberae Rei Publicae*, Firenze 1963-65.

*LTUR*=E. V. Steinby (a cura di), *Lexicon Topographicum Urbis Romae*, 6 vols., Roma 1996-2000.

Mommsen, *Res gestae*=Theodor Mommsen, *Res gestae divi Augusti ex monumentis Ancyrano et Apolloniensi*, Berlin 1883.

### 註

1) Suetonius, *divi Augusti*, 100-101, Cassius Dio, 56. 30. 5-33. なお、Cassius Dio, 56, 33 では、遺言状の付属文書は 4 冊とされ、4 冊目では、ティベリウスと国家への種々の指示が記されていたとされる。筆者は、Suetonius の記述に従って付属文書は 3 冊であったと考えている。

2) Suetonius, *divi Augusti*, 101: Testamentum ... factum ab eo ac duobus codicibus, partim ipsius partim libertorum Polybi et Hilarionis manu, scriptum depositumque apud se virgines Vestales cum tribus signatis

aeque voluminibus protulerunt. Quae omnia in senatu aperta atque recitata sunt. Heredes instituit primos: Tiberium ex parte dimidia et sextante, Liviam ex parte tertia, quos et ferre nomen suum iussit, ... Tribus voluminibus, uno mandata de funere suo complexus est, altero indicem rerum a se gestarum, quem vellet incidi in aeneis tabulis, quae ante Mausoleum statuerentur, tertio breviarium totius imperii, quantum militum sub signis ubique esset, quantum pecuniae in aerario et fisci et vectigaliorum residuis. Adiecit et libertorum servorumque nomina, a quibus ratio exigi posset. なお、訳文中の括弧内の記述は、筆者による補いである。

- 3) アウグストゥスの神格化の経過については、Cassius Dio, 56. 46. を参照されたい。ローマ市のアウグストゥス霊廟については、H. von Hesburg, MAUSOLEUM AUGUSTI: DAS MONUMENT, in: *LTUR*, vol. 3, pp. 234-237; P. J. E. Davies, *Death and Emperor. Roman Imperial Funerary Monuments*, Cambridge 2000, pp. 13-19 を参照されたい。
- 4) 「アンキウラ記念碑」およびアポロニアの碑文については、Mommsen, *Res gesta*, pp. XIII-XIX; XXIV を、アンティオキアの碑文については、W. M. Ramsay und A. v. Premerstein (Hrsg.), *Monumentum Antiochenum. Die neuegefundene Aufzeichnung der Res gestae divi Augusti in pisidischen Antiochia* (Klio, Beiheft XIX), 1927, pp. 1-28 を参照されたい。
- 5) Mommsen, *Res gestae.*, pp. XIII-XXXIII; R. T. Ridley, *The Emperor's Retrospect. Augustus' Res gestae in Epigraphy, Historiography and Commentary*, Leuvan-Dudley, MA 2003, pp. 3-24
- 6) Mommsen, *Res gestae.*, p. XVI; Ridley, op. cit., p. 3. なお、この『業績録』のテキストを転写した最初の西欧人(キリスト教徒)が Busbeque であることには、近年異論が出されている。Ridley, op. cit., pp. 4f.
- 7) Mommsen, *Res gestae.*, pp. XVIII-XIX; Ridley, op. cit., pp. 7-10.
- 8) Mommsen, *Res gestae.*, pp. XXIII; Ridley, op. cit., pp. 10-13. なお、Mommsen, *Ibid.* の記述は僅か15行であり、テキストは引用されておらず、Cossonn・GronowのテキストについてのMommsenの評価は高くないと思われる。
- 9) Mommsen, *Res gestae.*, p. XXIII; pp. XXII-XXIII; Ridley, p. 12.
- 10) Mommsen, *Res gestae.*, p. XXV-XXVI; Ridley, op. cit., pp. 13-15.
- 11) Mommsen, *Res gestae.*, p. XXIII-XXIV; Ridley, op. cit., pp. 15-16.
- 12) Mommsen, *Res gestae.*, p. xvi, n. 1) ; Ridley, op. cit., p. 4; pp. 12f. ; 15.
- 13) Ridley, op. cit., p. 17.
- 14) Mommsen, *Res gestae.*, p. XXXIII; Ridley, op. cit., pp. 18-20.
- 15) Mommsen, *Res gestae.*, p. XXVIII-XXXII; Ridley, op. cit., pp. 20-22. なお、Domazewski によって取られた拓本(ギリシア語テキスト19葉とラテン語テキスト6葉)の写真が、Mommsen 版の末尾に掲載されている。
- 16) W. M. Ramsay und A. v. Premerstein, op. cit. なお、ローマ市民植民市 *colonia civium Romanorum* としてのアンティオキアについては、Friedrich Vittinghoff, *Römische Kolonisation und Bürgerrechtspolitik unter Caesar und Augustus*, Wiesbaden 1951, p. 132 を参照されたい。
- 17) *Res gestae divi Augusti*, praef. : Rerum gestarum divi Augusti, quibus orbem terrarum imperio populi Romani subiecit, et impensarum quas in rem publicam populumque Romanum fecit, incisarum in duabus ahenaeis pilis, quae sunt Romae positae, exemplar subiectum.
- 18) Mommsen, *Res gestae.*, p. V. なお、アウグストゥス(オクターウィアヌス)の政界登場のユニークさについては、拙稿「ローマ帝国の王権—ローマ帝政の成立とその性格—」岩波講座『天

- 皇と王権を考える 1 人類社会の中の天皇と王権』岩波書店、2002 年所収を参照されたい。
- 19) Theodor Mommsen, *Römisches Staatsrecht*, Bd 2., Leipzig 1877, p. 840 は、この命令権は全帝国の兵士達に対する絶対的な上級命令権であるとし、他にも皇帝に特有な権限はあるが、この上級命令権を持つものが皇帝であると主張する。アウグストゥスによる元首政（帝政）の樹立における制度的権限の意義を高く評価しない Ronald Syme, *The Roman Revolution*, Oxford 1939, p. 314 も、この権限によって、アウグストゥスが管轄することになる属州について「彼の属州は広くて恐るべきものであり、帝国の軍事的領域の最も強力な部分と軍団の大多数を含んでいた」とする。アウグストゥスの命令権については、A. H. M. Jones, “The Imperium of Augustus” in: Idem, *Studies in Roman Government and Law*, Oxford 1960, pp. 3-1 もを参照されたい。
- 20) Mommsen, *Res gestae*, 34. 3: Post id tempus auctoritate omnibus praestiti, potestatis autem nihilo amplius habui quam ceteri qui mihi quoque in magistratu conlegae fuerunt. なお、Mommsen 版では、ギリシア語訳文に基づいて auctoritate の代りに dignitate のラテン語が補われているが、アンティオキア出土のラテン語テキストよって auctoritate であることが判明している。Ramsay und Premerstein, op. cit., pp. 96f. を参照されたい。
- 21) Cassius Dio, 53. 12f.
- 22) Ridley, op. cit., p. 51. なお、E. D. Ramage, *The Nature and Purpose of Augustus' “Res gestae”*, Stuttgart, 1987, pp. 135-139 には、この問題に関する 1980 年代半ばまでの主要な文献とそれぞれの見解が簡潔にまとめられている。
- 23) *CIL*, I<sup>2</sup> 6, 7= *ILS*, 1= *ILLP*, 309: Cornelius Lucius Scipio Barbatus, Gnaivod patre prognatus, quois forma virtutei parisuma fuit, consol, censor, aidilis quei fuit apud vos. Taurasia Cisauna Samnio cepit, subigit omne Loucanam opidesque abducit.
- 24) 前註で挙げた金石文と同じスキューピオ一家に属する墓碑銘の中に少なくとも、一部が 1 人称で記述されている墓碑銘 (*ILLRP*, 316) もあるが、始めから終わりまで 1 人称で語る長大な『神アウグストゥスの業績録』とは同一視できないだろう。
- 25) Ernst Meyer, *Einführung in die lateinische Epigraphik*, Darmstadt 1973, p. 67 のように、スキューピオ一家の碑文を、elogia として顕彰碑文に分類する研究者も存在する。
- 26) John Edwin Sandys, *Latin Epigraphy. An Introduction to the Study of Latin Inscriptions*, London 1927, p. 94.
- 27) *CIL* I<sup>2</sup> 25= *ILS*, 65: ...Secestanosque...opsidioned exemet lecionesque Cartaciniensis omnis maximosque macistratos luci palam post dies novem castreis exfociont, Macelamque opidom vi pucnandod cepet. enque eodem macistratud bene rem navebos marid consol primos ceset copiasque clasesque naveles primos ornavet paravetque, cumque eis navebos claseis Poenicis omnis, item maxumas copias Cartaciniensis praesented Hanibaled dictatored olorom in altod marid pucnandod vicet vique naveis cepet cum sociis septesresmom unam quinqueresmosque triresmosque naveis XXX, merset XIII. aurom captom: numei [3700...], arcentom captom praeda numei [100, 000...], omne captom aes [...2, 100, 00...]. primos quoque navaled praedad poplom donavet primosque Cartaciniensis incenuos duxit intrianpod... 戦利品の金銀等の数字を示す記号は表記できないので、アラビア数字で代用している。また *ILLRP*, 319 は、この金石文について他の金石文集とは異なる復元を試みているが、本稿では採用しない。
- 28) Suetonius, *divus Augustus*, 31. 5: Proximum a dis immortalibus honorem memoriae ducum praestitit, qui imperium p. R. ex minimo maximum reddidissent. Itaque et opera cuiusque manentibus titulis restituit et statuas omnium triumphali effigie in utraque fori sui porticu dedicavit, professus et edicto: commentum id

- se, ut ad illorum vitam velut ad exemplar et ipse, dum viveret, et insequentium aetatium principes exigerentur a civibus. なお、アウグストゥス広場 Forum Augustum については、V. Kockel, *LTUR*, vol. 2, pp. 289-295 を参照されたい。
- 29) *CIL XI*, 1831 = *ILS*, 59: C. Marius C. f. cos. VII, pr., tr. pl., q., augur, tr. mil. Extra sortem bellum cum Iugurtha rege Numid. cos. gessit. Eum cepit et triumphans in secundo consulatu ante currum suum duci iussit. Tertium consul apsens creatus. IIII cos. Teutonorum exercitum delevit. V. cos. Cimbro fugavit, ex eis et Teutonum iterum triumphavit. Rem p. turbatam seditionibus tr. pl. et praetor., quei armati Capitolium occupaverunt, VI cos. vindicavit. Post LXX annum patria per arma civilis expulsus armis restitutus VII cos. factus est. De manibus Cimbris et Teuton. sedem Honori et Virtuti victor fecit. Veste triumphali calceis patricii in senatum venit...
- 30) P. A. Brunt and J. M. Moore, *Res gestae divi Augusti, the Achievements of the Divine Augustus*, Oxford 1967, p. 3.
- 31) Ridley, op. cit., p. 63.
- 32) Th. Mommsen, “Der Rechenschaftsbericht des Augustus”, in: *Gesammelt Schriften IV* 1, Berlin 1906, S. 247-258. なお、この論文は、元来は *Historische Zeitschrift*, 57, 1887, S. 385-397 に掲載されているが、今回は全集 (*Gesammelt Schriften*) 所収の文章を用いた。その他、Hans Volkmann, “Bemerkung zu den Res Gestae divi Augusti”, *Historia* 3, 1954/5, S. 85f.; Dieter Kienast, *Augustus. Prinzeps und Monarch*, Darmstadt, 1982, S. 176f. などが、執務報告説を唱えている。
- 33) Ridley, op. cit., pp. 60f.
- 34) Plinius, *Historia naturalis*, 7. 26. 97: Cn. Pompeius Magnus imperator bello XXX annorum confecto fuis fugatis occisis in deditionem acceptis hominum centiens viciens semel LXXXIII depressis aut captis navibus DCCCXLVI oppidis castellis MDXXXVIII infidem receptis terris a Maeotis ad Rubrum mare subactis votum merito Minervae.
- 35) Idem, 7. 26. 98: Cum oram maritimam praedonibus liberasset et imperium maris populo Romano restituisset, ex Asia Ponto Armenia Paphlagonia Cappadocia Cilicia Syria Scythia Iudaea Hispania Hiberia insula Creta Basternis et super haec de rege Mithridate atque Tigrae triumphavit.
- 36) *Res gestae divi Augusti*, 25. 1: mare pacavi a praedonibus.
- 37) Syme, op. cit., p. 524.
- 38) Ulrich von Wilamowitz-Möllendorf, “Res Gestae divi Augusti”, *Hermes* 21, 1886, S. 623-625.
- 39) Mommsen, *Der Rechenschaftsbericht*, S. 254-255; Syme, op. cit., p. 524.
- 40) Brian Bosworth, “Augustus, the Res Gestae and Hellenistic theories of Apotheosis”, *The Journal of Roman Studies*, 89, 1999, pp. 1-18.
- 41) Ibid., p. 1.
- 42) Ibid., pp. 10f.;
- 43) Ibid., pp. 17.
- 44) Ridley, op. cit., pp. 231f.
- 45) Mommsen, *Res gestae.*, pp. V-VI
- 46) Zvi Yavetz, “The Res Gestae and Augustus’ Public Image”, F. Millar and E. Segal, *Caesar Augustus. Seven Aspects*, Oxford 1984, pp. 8-14. なお Yavetz は皇帝とローマ市大衆の関係についての代表的研究である旧著、Idem, *Plebs and Princesps*, Oxford 1969, p. 56 n. 2 では Mommsen 以来の見解に同意していたが、その見解を改めている。

- 47) Wiliam V. Harris, *Ancient Literacy*, Cambridge, Mass. & London, 1989.
- 48) Joachim Marquardt, *Das Privatleben der Römer*, 2. Auflage, Leipzig, 1886, S. 96.
- 49) Alan K. Bowman, "Literacy in the Roman Empire: Mass and Mode" in: *Literacy in the Roman World* (Journal of Roman Archaeology Supplementary Series No. 3), Ann Arbor, 1991, pp. 119–131.
- 50) Mommsen, *Res gestae*, 34: rem publicam ex mea potestate in senatus populique Romani arbitrium transtuli.
- 51) Stephen Mitchell, *Anatolia. Land, Men, and Gods in Asia Minor. Vol. 1. The Celts and the Impact of Roman Rule*, Oxford 1993, pp. 13–20.
- 52) Ibid., p. 19.
- 53) Strabo, 12. 5. 1 (C. 567).
- 54) Mitchell, op. cit., pp. 27–34.
- 55) Ibid., pp. 61f.
- 56) ただし、旧来の 3 部族の領域などは、ローマの意向で大幅に再編されたようである。Ibid., pp. 86–88.
- 57) Ibid., p. 103; Lily Ross Taylor, *The Divinity of the Roman Emperor*, Middletown, 1931, p. 272.
- 58) Ibid., pp. 89–91; Vittinghoff, op. cit., S. 132.
- 59) Yavetz, "The Res Gestae and Augustus' Public Image", p. 29, n. 49.
- 60) Werner Eck, *Augustus und seine Zeit*, 2. durchgesehene Auflage, München, 2000, S. 1. Eck は、広範囲に活躍するドイツの高名なローマ史家だが、当該書は一般読者向けの概説書であり、一切、史料や根拠が挙げられていない。ただし、Eck が依拠したのは次註で挙げたゲルマーニクス・カエサルへの栄誉決議であろうと思われる。
- 61) M. H. Crawford (ed.), *Roman Statutes*, London 1996, pp. 509f.
- 62) Ibid., Col. II, ll. 22f. (p. 518) : quo facilius pietas omnium ordinum erga domum Augustam et consensu⟨s⟩ uniuersorum ciuum memoria honoranda Germanici Caesaris appareret, uti co(n)s(ules) hoc senatus sub edicto suo proponerent iuberentque mag(istratus) et legatos municipiorum et coloniarum descriptum mittere in municipia et colonias Italiae et in eas colonias quae essent in ⟨p⟩rovinciis...
- 63) Vittinghoff, op. cit., passim.
- 64) Cassius Dio, 56. 47. 1.: λόγῳ μὲν ὑπὸ τῆς γεροῦσιας ἔργῳ δὲ ὑπὸ τοῦ Τιβερίου καὶ ὑπὸ τῆς Λιουίας, ἐνομίσθη. なお、これらの出来事の歴史的意義については、拙稿「ドムス・アウグスタと成期ローマ帝政」『西洋史研究』新輯第 33 号、2004 年、24–48 頁を参照されたい。
- 65) M. H. Crawford (ed.), *Roman Statutes*, Col. II, ll. 26f. (p. 518) : eos quoque qui in provinciis praessent recte atque ordine facturos si hoc s(neatus) c(onsultum) dedisse⟨n⟩t operam ut quam celeberrimo loco figeretur.
- 66) Cassius Dio, 51. 20. 6–7.
- 67) Mitchell, op. cit., p. 87.
- 68) W. Dittenberger, *Orientis Graeci Inscriptiones Selectae*, Leipzig 1905, 533.

[付記]

本稿は学習院大学人文科学研究共同研究プロジェクト「西洋史史料における公私の区分とその相関についての研究」(平成 14 年度から平成 16 年度まで)の成果の一部である。

## 『神アウグストゥスの業績録』 (*Res gestae divi Augsti*) の性格と目的

島田 誠

本稿の目的は、『神アウグストゥスの業績録』の性格と目的を再評価することである。この『業績録』は、ローマ帝政を樹立した初代皇帝アウグストゥス自ら書き残し、現在のトルコ共和国のアンカラの「ローマと神アウグストゥスの神殿」の壁面で発見された金石文である。この金石文は、古代ローマ史研究者の間では、よく知られた史料であるが、多くの場合、そのテキストの一部がアウグストゥス自身の発言として引用されるに過ぎない。本稿では、この『業績録』を総体として捉えて、さらにローマ市のアウグストゥス墓廟の銘文として構想され、実際にはアンカラの神殿において発見されたことの意義を再考する。まず、この『業績録』の主要な資料である『アンキューラ記念碑』の発見と公刊の経過を確認した上で、『業績録』の内容を再検討し、この文章の種別（ジャンル）と想定されていた読者、さらにローマ市から遠く離れたアンカラにおいて、この『業績録』が発見された理由について論じる。

本稿での検討の結果、次の結論が得られた。この『業績録』は、ローマにおける金石文の伝統の中では、顕彰碑文の一種である *elogium* にもっとも近く、前 30 年から後 14 年にいたる 40 年間以上にわたって、ローマ政治を支配し、事実上、新しい支配体制を築き上げたローマ史上比類なき政治家の執務報告でもあった。『業績録』の読者としてアウグストゥスが念頭に置いていたのは、ローマ市大衆 (*plebs urbana*) を含む、ローマ市民に限定されていたと考えられる。ところが、同じ『神アウグストゥスの業績録』が、ローマ帝国の別々の場所においてそれぞれ異なった役割を果たしていたのである。アウグストゥスの『業績録』は、ローマ市をはじめ、ローマ市民の住む都市においては、市民たちにとって稀有の功績をあげた第一市民の執務報告であり、その功績に対して元老院やローマの市民たち（民会）が献じた顕彰碑文であったが、属州の小アジア（アナトリア地方）のガラティア人都市においては、世界を征服した支配者の神格化を示す宗教的な文書と見做すことができる。

**キーワード**【ローマ史 アウグストゥス 『神アウグストゥスの業績録』 『アンカラ記念碑』 属州ガラティア】

## *The Nature and Purpose of Res gestae divi Augusti*

Makoto SHIMADA

The aim of this paper is to reassess the nature and purpose of *Res gestae divi Augusti*, written by the First Emperor of the Roman Empire and found as an inscription on the wall of the temple of “Rome and Divine Augustus” at Ankara in the Turkish Republic. This paper examines the inscription as a whole and reconsiders its original purpose as an inscription on the monument at the *Mausoleum Augusti* and the meaning of its discovery at Ankara. Furthermore, this paper investigates the genre of the document as a Latin inscription, the readers intended by Augustus, and why the inscription was found at Ankara. The results of the reassessment are as follows: *Res gestae divi Augusti* is closest to the genre of *elogium* as a Latin inscription and is a statement of the First Emperor; Augustus’s intended readers were Roman citizens, including the urban populace; at a city in *provincia Galatia*, the document ascertained the apotheosis of Augustus, the World Conqueror.

*Key Word:* Ancient Roman History, Augustus, *Res gestae divi Augusti*, *Monumentum Ancyranum*, *Provincia Galatia*